

大口町産地パワーアップ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域農業の振興に資するため、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号及び27正統第490号農林水産省生産局長政策統括官通知。以下「国実施要領」という。）、産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号愛知県農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）及びあいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月20日付け30園産第581号愛知県農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）（以下「国要綱等」という。）に基づいて行う産地パワーアップ事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。）及び国要綱等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象経費)

第2条 補助金の交付対象経費は、国実施要綱第3又は県実施要領第4に規定する事業を実施するために必要な経費とする。

(交付対象者及び補助率)

第3条 補助金の交付対象者及び補助率は、国実施要綱第3又は県実施要領第4に規定するメニューの取組主体及び補助率とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町産地パワーアップ事業費補助金交付申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請する。

(1) 大口町地域農業再生協議会長から承認を受けた取組主体事業計画の写し及び当該承認通知の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第5条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、速やかに補助金の交付を決定する。

2 町長は、前項に規定する補助金の交付の決定をしたときは、速やかに大口町産地パワーアップ事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知する。

（事業の着工）

第6条 申請者による事業の着工又は着手（以下「着工等」という。）は、原則として、前条の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の円滑かつ効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、申請者は、あらかじめ、町長の指導を受けた上で、その理由を明記した事前着手届（様式第3）を町長に提出しなければならない。

（事業の変更等）

第7条 第5条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、国実施要領第10に規定する取組主体事業計画又は県実施要領第4に規定する事業実施計画（以下「計画」という。）を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）

することにより交付申請の内容を変更等しようとする場合は、大口町産地パワーアップ事業実施計画変更承認申請書（様式第4）により、あらかじめ、町長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認申請書を受理したときは、町長は速やかに内容を審査し、適当と認める場合は、大口町産地パワーアップ事業実施計画変更承認通知書（様式第5）により、承認した旨を交付決定者に通知する。

（着工等及びしゅん工の報告）

第8条 交付決定者は、事業に着工等し、又はしゅん工したときは、着工等又はしゅん工の後速やかに大口町産地パワーアップ事業着工等（しゅん工）報告書（様式第6）により町長に提出しなければならない。

（事業遅延の報告）

第9条 交付決定者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となったときは、その理由及び遂行状況を記載した書類を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

（遂行状況の報告）

第10条 交付決定者は、国要綱第3に規定する事業の遂行状況について、実施事業年度の属する1月10日までに、大口町産地パワーアップ事業遂行状況報告書（様式第7）により町長に提出しなければならない。ただし、町長が、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定者に対して、前段に規定する期日のほかに、遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、産地パワーアップ事業費補助金実績報告書（様式第8）に町長の定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付申請をした交付決定者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して提出しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付申請をした交付決定者は、第1項の実

績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助対象者については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）について、大口町産地パワーアップ事業に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第9）により、速やかに町長に提出しなければならない。

- 4 第1項に規定する実績報告書の提出期日は、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

（補助金額の確定等）

第12条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受領した日から30日以内に産地パワーアップ事業費補助金額確定通知書（様式第10）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求等）

第13条 前条の通知を受けた交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、請求書（様式第11）により町長に請求するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、交付決定者は前条の通知を受ける前までに概算払請求書（様式第11）により補助金の全部又は一部の概算払を請求することができる。

- 2 前条の通知を受けた交付決定者は、前項ただし書に規定する概算払を請求した場合は、速やかに補助金を精算し、精算払請求書（様式第12）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の請求があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の一部又は全部を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 交付決定者は、補助金を受けて導入した財産については財産管理台帳に

整理し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の期間は処分できないものとする。

(帳簿等の保管)

第16条 交付決定者は、事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和元年8月30日 大口町告示第110号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日 大口町告示第68号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

大口町産地パワーアップ事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大口町長 様

取組主体

住 所

氏 名

下記のとおり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

記

1 事業名

2 交付申請金額 金 円

3 添付書類

- (1) 取組主体事業計画及び承認通知（写し）
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第2（第5条関係）

大口町産地パワーアップ事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付け 第 号で補助金の申請のあった事業について、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号で申請のあった補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 4 この補助事業の実施にあたっては、関係法令、産地パワーアップ事業実施要綱、産地パワーアップ事業実施要領、産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱、園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱及びあいち型産地パワーアップ事業実施要領、愛知県補助金等交付規則及び町費補助金等の予算執行に関する規則及び大口町産地パワーアップ事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第3（第6条関係）

大口町産地パワーアップ事業事前着手届

第 号
年 月 日

大口町長 様

取組主体

住 所

氏 名

下記事業について、交付決定前に着手したいので、届出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費 金 円
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 理由

着手に際しては、以下の条件を了承した上で行います。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、取組主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

様式第4（第7条関係）

大口町産地パワーアップ事業実施計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

大口町長 様

取組主体

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業
について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更（中止又は廃止）の理由

※変更の場合

添付書類 収支予算書

変更箇所を容易に参照できるよう変更に係る部分についてのみ二
段書きにし、変更前（中止又は廃止前）を上段に括弧書きしてくだ
さい。

※中止又は廃止の場合

中止又は廃止する理由を記載してください。

様式第5（第7条関係）

大口町産地パワーアップ事業実施計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付け 第 号で補助金の申請のあった大口町産地パワーアップ事業実施計画変更について、承認します。

様式第6（第8条関係）

大口町産地パワーアップ事業着工等（しゅん工）報告書

第 号
年 月 日

大口町長 様

取組主体

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった下記
事業について、報告します。

記

- 1 事業名
- 2 契約年月日
- 3 しゅん工予定（完成）年月日
- 4 事業の施行場所
- 5 添付書類
 - (1) 入札結果報告書
 - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第7（第10条関係）

大口町産地パワーアップ事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

大口町長 様

取組主体
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった下記
事業について、報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業遂行状況

事業費	出 来 高 (12月31日までに完了したもの)		残 高 (1月1日以降に実施するもの)	
	事業費	進捗率	事業費	事業完了予定年月日
円	円	%	円	

様式第8（第11条関係）

大口町産地パワーアップ事業実績報告書

第 号
年 月 日

大口町長 様

取組主体

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業
について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

（なお、併せて精算額として金 円の交付を請求します。）

記

- 1 事業名
- 2 実績報告額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 収支精算書
 - (2) その他町長が必要と認める書類

※ 実績報告と併せて精算払を請求する場合は、括弧書きを追加してください。

様式第9（第11条関係）

第 号
年 月 日

大口町長 様

取組主体

住 所

氏 名

大口町産地パワーアップ事業に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 第12条に基づく補助金の確定額 金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 金 円（3-2）
- 5 添付書類

内容を確認するために町長が必要と認める書類

様式第10（第12条関係）

産地パワーアップ事業費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付け 第 号で提出のあった大口町産地パワーアップ事業実績報告書を審査した結果、年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金額については、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金額 金 円

様式第 1 1 (第 1 3 条関係)

請求書

第 号
年 月 日

大 口 町 長 様

取組主体

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名
- 2 請求額 金 円
- 3 概算払

交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		備 考
	金 額	出来高	金 額	月 日 まで予定 出来高	金 額	月 日 まで予定 出来高	
円	円	%	円	%	円	%	

様式第12 (第13条関係)

精算払請求書

第 号
年 月 日

大口町長 様

取組主体
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった事業について、補助金の請求をします。

記

- 1 事業名
- 2 補助金精算明細

補助金決定額 (A)	概算払受領済額 (B)	補助金請求額 (C) = (A) - (B)
円	円	円

① (C) > 0 の場合

精算による追加請求額 (C) 金 円

② (C) < 0 の場合

精算による返納額 (C) 金 円